



あなたの



をカタチに



# 身近な地域の 居場所づくり 助成事業のご案内



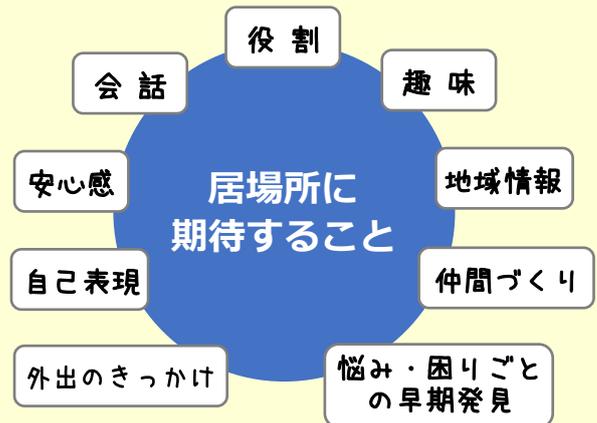


## 身近な地域の居場所

身近な地域で、住民によって運営される  
誰でも自由に入出りできるつながりの場

現在市内では、さまざまなタイプの交流の場が広がっています。特に、年齢を問わない場では、多世代が集うことにより自然と交流できる機会が生まれ、一人ひとりがさまざまな役割を發揮することができます。

身近な地域の居場所に住民が参加することで、さまざまなことが期待できます。市民社協は、身近な地域の居場所づくりを推進し、ご近所同士が顔見知りになることが、支え合いのまちをつくるための仕組みの一つと考えています。



身近な地域の居場所づくり助成事業は、住民が主体となって運営する身近な地域の居場所づくりを行う団体に対し、その活動費を助成することにより、支え合いのまちづくりを推進することを目的としています。

### ■ 対象となる活動および団体



武蔵野市内の活動



参加者 5 名以上



2 か月に 1 回以上  
※ 1 回概ね 2 時間以上



責任ある運営



地域住民に  
開かれた運営

<対象とならないもの>

- ・営業、営利、勧誘等の利用目的
- ・特定の趣味やスポーツ等に限定
- ・政治や宗教に係る活動
- ・法令および公序良俗違反

- ・武蔵野市民により構成される非営利の団体
- ・継続的かつ計画的な活動を行う団体
- ・当該年度に武蔵野市および市民社協による他の助成金を受けていない団体

※武蔵野市からの補助金を受けている団体のうち、その補助金を受けている活動と本申請事業が明確に異なる（実施場所および事業内容など）団体は申請可能とします。

## ■ 助成額および対象となる経費

①と②の合計額を助成額とし、1年間あたり10万円を上限とします。③も1団体1度だけ申請できます。

①活動費	②会場費	+	③整備加算 (1団体1回限り)	
1回あたり2,500円	実費 (1回あたりの上限2,500円)		公共施設	左記以外
		10,000円	20,000円	

### 使途項目の例

事業にかかる経費が対象です。

- ① 広報費…チラシ等の印刷代、用紙やインク代 等
  - ② 消耗品費…文房具代、衛生用品代 等
  - ③ 備品費…事業に使用する備品代 等
  - ④ 通信運搬費…郵便代 等
  - ⑤ 保険料…行事保険 等
  - ⑥ プログラム費…茶菓子代、外部講師への謝礼 等
- ※整備加算は①②③が対象

### 助成金は会費・寄付金によるものです

市民社協で行う事業の事業費は、会員のみならずからいただく会費や寄付金によって支えられており、「身近な地域の居場所づくり助成事業」は、これらが助成金（運営費）として充てられています。  
 使途を考え、大切に使いましょう。  
 また、会員募集の呼びかけや会員としてのご協力をいただきますようお願いいたします。

## ■ 助成の対象となる居場所に求めるポイント

参加者同士の交流



近隣住民が運営して参加



地域の諸団体との連携



ちょっとしたことが何でも相談できる場



全員が対等な関係



## ■ よくあるご質問

### ● 団体を立ち上げるには何名以上必要ですか？

3名以上で団体を構成し、代表と会計担当を置いていただくようお願いいたします。

### ● 市外の方がメンバーにいても良いですか？

活動場所の近隣住民が運営し、参加することを目指しているため、団体構成員と参加者の構成割合がそれぞれ、9名以下の場合は過半数、10名以上の場合は8割以上が活動場所の町もしくはその隣接町（市内）の在住者となるようにしてください。活動場所が市境等の場合はご相談ください。

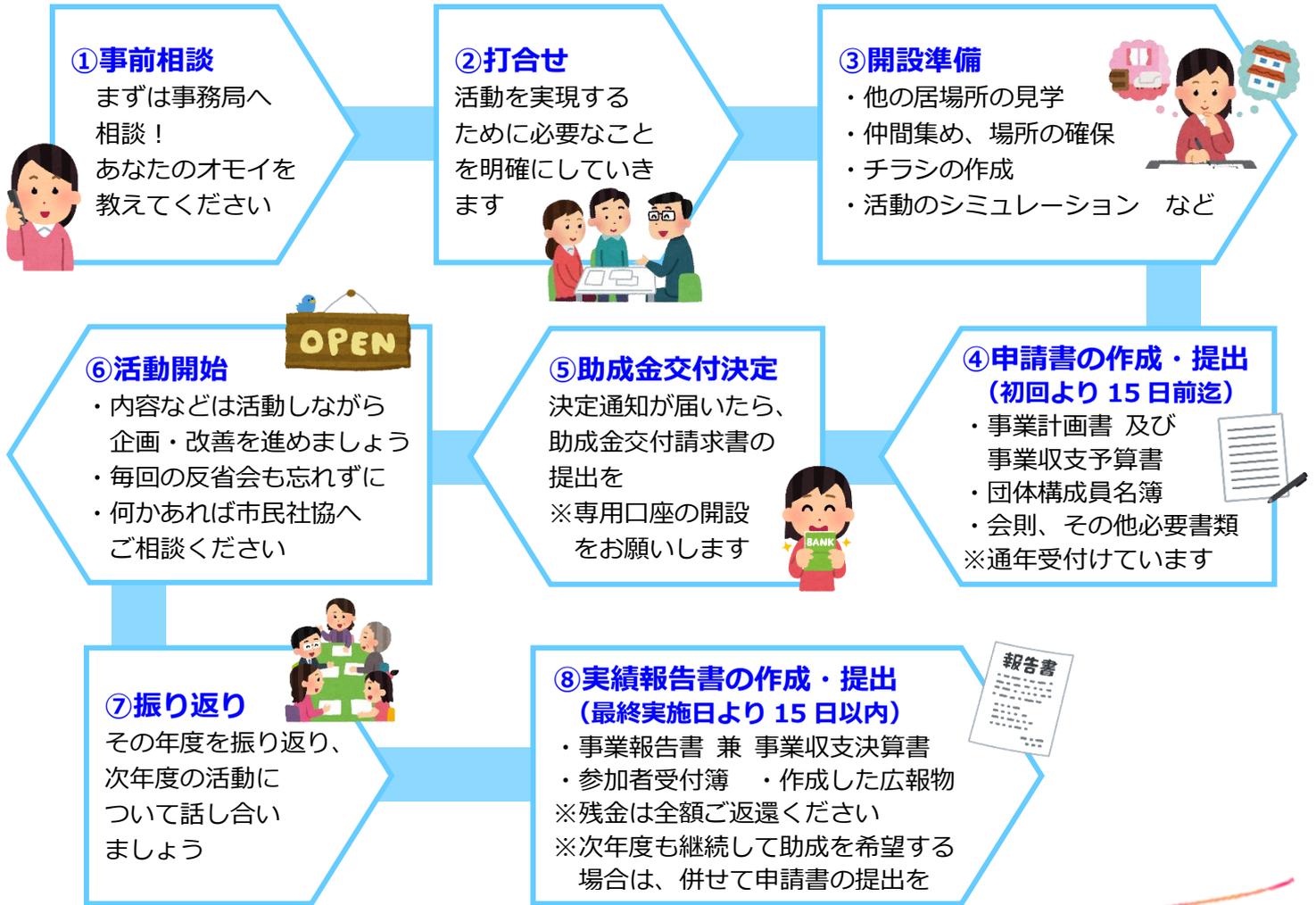
### ● 事前予約した人のみを対象としても良いですか？

「誰でも自由に入出りできる場」として、予約していない人や当日のプログラムに参加しない人も過ごせるようにしてください。またプログラムを行う場合は、参加者同士の交流の時間も設けましょう。

### ● 助成金を翌年度へ繰り越すことはできますか？

できません。助成事業終了後、申請時に計画した開催回数を実施できなかった場合や、当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額等を返還していただきます。  
 ただし、参加費収入がある場合はご相談ください。

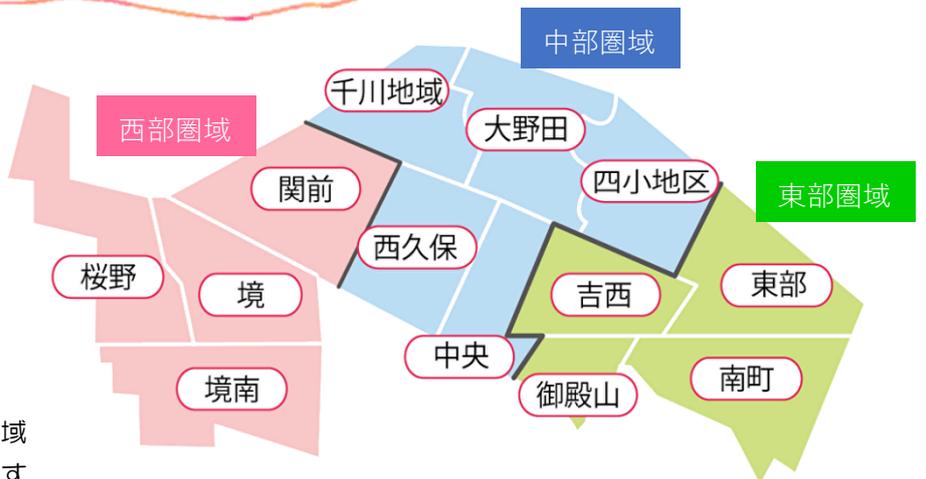
## ■ 助成事業の流れ



あなたのオモイをカタチにするお手伝いをします!!

市民社協 地域担当職員\*が立ち上げに必要な準備や運営方法、申請書の作成に関する相談をお受けしています。

\*市民社協では市内をおおむね小学校区で13に分けた地域社協(福祉の会)ごとに地域福祉活動支援を行っており、3圏域に1名ずつ地域担当職員を配置しています

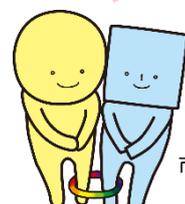


お気軽にご連絡ください!!

お問い合わせ

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 (市民社協)

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町 1-9-1  
TEL : 0422-23-0701 FAX : 0422-23-1180  
mail : shimin@shakyou.or.jp



市民社協キャラクター あいあい